

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例の改正（案）について

1 改正の趣旨

越谷市では、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を目的に、「越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）」を平成27年4月に施行し、土砂を堆積する高さや汚染された土砂の搬入を規制し、災害の発生等の未然防止に取り組んでまいりました。

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことを機に、危険な盛土等に対する規制を強化するため、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が令和5年5月26日に施行されました。盛土規制法の施行により、規制内容が重複することから、土砂条例の改正をするものです。

2 改正の概要

(1) 題名を改正

「越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例」を「越谷市土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改正します。併せて、条例の目的を無秩序な土砂の堆積防止から土砂の堆積による土壌汚染防止に改正します。

(2) 土砂堆積の許可等に係る規定の改正

土砂堆積の許可に係る条文など盛土規制法と規制が重複する部分を削除します。

(3) 汚染土砂の堆積禁止及び一定規模の堆積地における汚染調査義務規定等の存置

盛土規制法で規制されていない汚染土砂の堆積禁止に係る規定を存置します。また、当該規定に実効性を持たせるための一定規模以上の堆積地における汚染調査の規定、報告徴収、立入検査及び罰則などについても存置します。

(4) 届出（土壌基準適合を証する届）の追加

土砂堆積状況把握のため、500㎡以上の土砂堆積について、土壌基準に適合したものであることを届け出る制度を創設します。

3 施行期日

令和7年5月26日（盛土規制法に基づく区域指定の日）